委任又は下請負を行う場合は届出が必要です

原子力機構との契約においては、その業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任又は請け負わせることを禁止していますが、主たる部分を除く業務の一部については、事前に承認を得ることにより第三者に委任又は請け負わせることができます。

つきましては、取引先各位におかれましては、このような場合「委任又は下請負等の承認について」（様式）を作成し、作業開始前に契約請求箇所へ提出し承認を得ていただくことになります。なお、建設工事についても様式を定めておりますが、契約担当課へ確認後提出ください。

１．様式

様式A（通常版）

様式B（試験、研究、調査、システム開発・運用等版）

工事様式

※試験、研究、調査、システム開発・運用等は様式Bをご利用ください。

２．主な手続きの流れ

〔受注者〕・・・記載例を参照のうえ「委任又は下請負等の承認について」を記載し、契約請求箇所へ提出して下さい。

　　　　　　　　　（契約金額が1,000千円を超えないもの、軽微なものを除く）

　 ↓

※契約請求箇所は上記書類のうち①届出者控に受付印を押印し返却します。

〔契約請求箇所〕・・・判定

○不承認の場合・・・受付から2週間以内に契約請求箇所から連絡がありますので、双方で協議のうえ再提出をお願いします。

（再提出の場合の受付日は、再度提出された日となります。）

○承認の場合・・・受付から２週間以内に契約請求箇所から連絡がなければ承認となります（問題がなければ連絡はしません）。

３．適用日

平成２２年４月１日付契約締結分から適用となります。

　以　上